

あさくら看護学校ソーシャルメディアガイドライン

「ソーシャルメディア」は多くの個人や学校が一般的に利用するツールとして広く認知されています。「ソーシャルメディア」は、従来時間がかかっていた情報のやり取りが瞬時にできるという大変有効なツールです。他方では、その手軽さや匿名性などの特徴から、発信者が意図しないまま著作権などの知的財産権を侵害したり、個人情報や機密情報を漏洩するなどさまざまなリスクが潜んでいます。その影響は、発信者のみならずあさくら看護学校(以下「本学」という)や朝倉医師会、さらには社会全体に及ぶ場合があります。このため、本学の教職員並びに学生が順守すべきルールに基づいて自覚と責任をもってソーシャルメディアを利用・活用していただくために本ガイドラインを制定しました。

1. 目的

本ガイドラインは、本学の学生・教職員がソーシャルメディアを利用する際、トラブル等の被害者や加害者にならないように、その利用上のルールやマナー、望ましい行動を示すことを目的として作成されました。

2. 定義

1) ソーシャルメディア

インターネット上で、個人の情報発信をもとに不特定多数の利用者と多様なコミュニケーションができるメディアのことです。具体的には、Web ページ、ブログ、プロフなどのほか、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)と呼ばれる mixi、Facebook、Twitter、LINE、GREE、TikTok、インスタグラムなど、そして情報投稿サイトの YouTube、ニコニコ動画(ニワンゴ)などのことを言います。

2) 本学の学生・教職員

- ・本学の学生とは、あさくら看護学校で学ぶ者すべてを指します。
- ・本学の教職員とは、職位や職種などに関係なく、本学の教育活動や運営の業務を行っている者すべてを指します。

3. ルール・マナー

1)法律を守りましょう(法令遵守)・知的財産の保護

憲法、刑法等の日本国の法令・公序良俗を遵守しましょう

・国内の法令で定められた基本的人権、プライバシー権、肖像権、著作権、商標権などを侵害しないようにしましょう。

- ①他者の音楽公開、映像公開は、著作権侵害となる
- ②許可を得ていない人の人物公開は、肖像権侵害となる
- ③「未成年で飲酒・喫煙した」「カンニングした」などの発信はそもそも許される行為ではなく、法的処分、学内処罰の対象となる
- ④会社のロゴマークなど許可なく掲載しない
- ⑤根拠なく商品価値を貶めるような情報を掲載しない
- ⑥芸能人の写真・映像を許可なく掲載しない

***授業で使用したパワーポイントの資料や講義の中で見せていただいた教材や話をされた内容などは写真を撮らない・SNS にアップしない**

・海外旅行や留学などに際しても、外国の法令や慣習を守り、他国や他民族の人々を尊重した情報発信を心がけましょう。

2)人権尊重

ソーシャルメディアの匿名性を悪用して、他者を傷つけたり基本的人権を侵害するような情報を発信しないようにしましょう

人権・民族に関する中傷・侮辱、他者が嫌悪感を抱く性的、公序良俗に反するもの、公共性・公益性に反する者の表現はしないようにしましょう

- ①他人の肖像写真・動画等の肖像権を侵害しない
 - ②〇〇君〇〇さんと、◇◇◇で飲み会など交友関係を無断で投稿しない
- *たとえ、友人間でしか共有していない SNS であっても誰かがアップすれば全世界の人が閲覧可能です。友人を傷つける結果となる可能性があることも是非頭に入れておいてください。**
- *一時の感情で投稿した“ロコミ”もずっとネット上には残っています。投稿前に、必ず投稿しなければならない必然性があるのか考える力を持ってください**
- *一時的な感情で投稿することの危険性を認識しましょう**

3) 社会的常識や品位ある言葉遣い

乱暴な言葉遣い、わいせつな内容など閲覧者を不快にさせる表現は慎みましょう。

4) 守秘義務・機密情報の扱い

教職員、学生が職務上、あるいは学校生活で知り得た情報の中には機密情報、守秘義務を伴う情報が含まれている場合が少なからずあります。自分が発信する情報にそのような内容が含まれていないか常に注意しましょう。

授業で講師が話をされた内容も授業内で学習効果を得るためにあえて話をされています。授業で話をされた内容は SNS 等に投稿してはいけません。

*特に教員や学生は、実習等で他人のプライバシーを知ることができる立場にいるということを忘れないようにしてください。

*学習用タブレット機器の使い方に関しては、別規程で定めます

①実習先の施設や病院で知り得た情報は発信しない

*「今日、実習先で〇〇さんと会った」家族に「〇〇さんが入院していた」

個人名は出さなくても、「〇〇看護学実習で◇◇◇◇施設で実習した。疲れた」なども含まれます。

*実習先で、iPad を使った写真撮影は厳禁です。絶対にしてはいけません。

5) プライバシーの保護

ソーシャルメディア上に発信された情報は削除困難です。投稿内容、公開範囲など自分自身や他人のプライバシーに関する情報発信には十分に気をつけましょう

6) 正確な情報を適切な表現で発信しましょう

・間違った情報や不確かな情報、独善的主張などは発信しないようにしましょう。もし間違ったことを発信した場合は、すぐに訂正と謝罪を行いましょう。

・他人の悪口を書いたり傷つけたりする表現はやめましょう。

・不特定多数の人があなたの発信した情報を見ているという意識を常に持ち、他人に不快な思いをさせないような表現を心がけましょう。

7)自分の個人情報の公開・管理に注意しましょう

- ・自分のアカウントを登録する際、公開する個人情報などの安全性や必要性をよく考えてから登録しましょう。
- ・アカウントやパスワードを他人に知られて悪用されないように、その管理やパスワードの定期的変更を行うようにしましょう。

8)あさくら看護学校の一員としての自覚と責任を持ちましょう

- ・ソーシャルメディアでの活動は、個人としてだけでなく、あさくら看護学校の一員としての自覚と責任を持って行いましょう。本学の学生や教職員であるため情報発信する場合には、本学の伝統と名誉を傷つけないように注意してください。
- ・本学や実習施設に関する事項、または関係者に関して名誉を傷つける内容は投稿してはいけません。
- ・本校の在籍する学生の名誉を傷つけるような内容は、例えグループ内だけに限ったツールであっても投稿してはいけません。
- ・本学に関する見解を発信する時は、個人的見解であることを明確にしましょう。
- ・本学のマーク、特定のロゴなどを無断で使用してはいけません。

9)教員と学生間のソーシャルメディアの使用について

- ・教員(講師)は、学生が在学中にソーシャルメディアの交換等を行ってはいけません。

理由としては

ソーシャルメディアを交換している・していないで、学生の情報量に差が生じることはあってはならない。ひいては、学生の関わりに差が生じてしまう事で学生が被る不利益を起こしてはならない。
在校生と教員が個人的な関係を築いてはならない。

- ・学生が卒業した後のソーシャルメディアの交換については、教育者としての倫理に従って判断してください。

10)ガイドライン違反への罰則

本ガイドラインに違反した場合、その内容を踏まえて、本学就業規則、学則により厳正に対処します。

ソーシャルメディアでの違反者を発見した場合は、全学生にその事実と当事者へ申し出るように伝達します。

その理由は、罰することが目的ではなく、看護師になる者として自分の行為を振り返ることが重要であると考えているからです。また、私たちは正直であることを看護倫理として求められています。違反したことを隠す・わからないから黙っておくことを選択する行為を学生の時にしてほしくないという気持ちがあります。それは、看護師として最もやってはならないことなのです。

11) 他規程との関係

本校が定める『デジタル教科書及び学習用タブレット機器の購入・利用規程』『実習における個人情報等に関する倫理規程』を合わせて、理解し遵守してください。

4. 大きなトラブルの実例

・自分だけでなく友人や知人が写っている写真やその個人情報を発信する時は、相手の同意を得てからにしましょう。

下記の実例は、新聞やテレビなどのマスメディアにも取り上げられたものです。中には損害賠償を請求されたり、退学・停学などの処分を受けたりしたケースもあります。自分の将来に大きな影響を与えますので、くれぐれも注意してソーシャルメディアを利用しましょう。

例)

- 看護大学の保健所実習中、健康福祉事業に参加した区民を侮辱する内容を発信
- 看護専門学校のパトロジーの授業中、献体された患者さんの臓器の写真を撮り発信
- 在宅看護学実習で有名芸能人宅への訪問したことを発信
- アルバイト先での有名スポーツ選手の情報を発信
- カンニングや自分たち未成年の飲酒・喫煙などを写真や文章で発信
- 遊園地などでの集団いたずら行為を写真付きで発信
- 友人を誹謗中傷する写真や文章を発信

5. 学内の相談窓口

ソーシャルメディアを利用して何かトラブルが起きた(起きそうな)時や、トラブルにつながりそうな情報を見つけた時は、すぐに下記まで連絡してください。

あさくら看護学校事務 TEL:0946-22-5510

メールアドレス nsschool.info@asakura-med.or.jp

令和4年3月1日作成
令和4年12月13日追加